

エラスムス『ヒュペラスピステス』における功績概念

河野 雄 一

1. はじめに

本稿の目的は、ルター『奴隷意志論』(*De servo arbitrio*, 1525) への反駁書『ヒュペラスピステス』(*Hyperaspistes*, 1526-27) における「合宜的功績」(*meritum congruum*) と「等価的功績」(*meritum condignum*) という二つの功績概念¹⁾から、中世思想史におけるエラスムスの立場を明らかにすることである。当該作品は、従来、神学的言説に

本稿は、第2回バロック・スコラ哲学研究会(2014年3月1日)での口頭発表に加筆修正を行ったものである。引用は邦訳や英訳があるものは参照したが、基本的にはラテン語原典を底本として筆者が新たに訳し直したものである。なお、引用文における[]内は筆者による補足である。アウグスティヌス、エラスムス、ルターの文献については、以下の略号を用いる。

ASD: *Opera omnia Desiderii Erasmi Roterodami*, Amsterdam, 1969-

CWE: *Collected Works of Erasmus*, Toronto, 1974-

ERSY: *Erasmus of Rotterdam Society Yearbook*, 1981-

LB: *Desiderii Erasmi Roterodami Opera omnia: emendatiora et auctiora, ad optimas editiones, praecipue quas ipse Erasmus postremo curavit, summa fide exacta, doctorumque virorum notis illustrata / recognovit Joannes Clericus*, Leiden, 1703-6; repr: Hildesheim, 2001-

LW: *Luther's Works*, ed. by Jaroslav Pelikan, Helmut T. Lehmann, et al. (Philadelphia: Fortress Press, 1958-) 55 vols

PL: *Patrologiae cursus completus ... series Latina*, ed. by J. -P. Migne (Paris: Garnier, 1844-1902), 221 vols

WA: *D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe* (Weimar: H. Böhlau, 1883-)

1) 功績とは、神学用語で「神からの報酬に値する人間の善行の価値」を意味するものであり、功德、功業と訳されることもある。「合宜的功績」(*meritum congruum*)とは、「実際に勝ち取られたものでも報酬に値するものでもないが、報酬が慈善的に与えられる行為」であり、「等価的功績」(*meritum condignum*)とは、「それ自体で報酬に値する行為」を指す(J. ゴンザレス『キリスト教神学基本用語集』鈴木浩訳、教文館、2010年、90-91頁「功績」参照)。

において周縁化されてきたため²⁾、先行研究はかならずしも多くはない³⁾。ゲリッシュはエラスムスがアウグスティヌスに最も近くてスコラ主義者への親近性も示していることを示唆しているが⁴⁾、『自由意志論』(*De libero arbitrio Διατριβή sive collatio*, 1524) のみを考察対象として、スコトゥス主義的功績概念をトマス主義との関連だけで語っている⁵⁾。それゆえ、当該功績概念を把握するには『自由意志論』だけではなく『ヒュペラスピステス』を検討する必要がある⁶⁾。

そこで、まず人間の功績に肯定的なペラギウス主義者とスコトゥス主義者、ついで人間の功績に否定的なアウグスティヌスとルターについて、『ヒュペラスピステス』におけるエラスムスの理解を概観する。そのうえで、スコトゥス主義的な二つの功績概念に焦点を当て、ルターの批判へのエラスムスの応答を確認することによって、中世思想史における連続と断絶の一側面を浮き彫りにすることを試みたい。

2 ペラギウス主義者とスコトゥス主義者

2.1 ペラギウス主義者

ルターは、ペラギウスが自由意志は知性と意志の双方にあると考えるのに対して、エラスムスがそれを意志にしか見ていない点で行き過ぎだとしている⁷⁾。また、ルターはエラスムスが「善であれ悪であれ、何も

2) Bruce Mansfield, *Erasmus in the Twentieth Century: Interpretations c 1920-2000* (Toronto: University of Toronto Press, 2003), p. 123.

3) 代表的なものは、Cornelis Augustijn, 'Erasmus as apologist: The *Hyperaspistes II*', *ERSY* 21 (2001), pp. 1-13 などであり、邦語文献では拙著『エラスムスの思想世界——可謬性・規律・改善可能性』知泉書館, 2017 年で扱った以外には、金子晴勇『近代自由思想の源流——16 世紀自由意志学説の研究』創文社, 1987 年がほとんど唯一のものである。

4) B. A. Gerrish, 'De Libero Arbitrio (1524): Erasmus on Piety, Theology, and the Lutheran Dogma', in Richard DeMolen (ed) *Essays on the Works of Erasmus* (New Haven; London: Yale University Press, 1978), pp. 187-209, esp. 196, 202; Mansfield, p. 124.

5) B. A. Gerrish, *Grace and Reason, A Study in the Theology of Luther* (London: Oxford University Press, 1962). 邦訳, 『恩寵と理性——ルター神学の研究』倉松功・茂泉昭男訳, 聖文舎, 1974 年, 135-36 頁。

6) 当該功績概念について、『自由意志論』で触れているのは一箇所だけである (*De libero arbitrio*, LB IX, 1223A/CWE 76, p. 29. 邦訳, 『評論「自由意志」』山内宣訳, 聖文舎, 1977 年, 25 頁)。

7) *De servo arbitrio*, WA 18, S. 664/LW 33, p. 107. 邦訳, 『奴隷意志論』山内宣訳, 『ルター著作集第 1 集第 7 巻』聖文舎, 1966 年所収, 105-532 頁, 特に 221-22 頁;

することができない人に何を転嫁しうるのか？」と言うことでペラギウスに与していると批判するが⁸⁾、ペラギウスがこれ以上のことを言わなければ正統になっていた可能性さえエラスムスは示唆している。それゆえ、ルターはエラスムスがペラギウスをほとんど福音的にしてしまうと非難する⁹⁾。

こうしたルターの非難に対して、エラスムスはそれが間違った非難であることを明らかにする¹⁰⁾。というのも、彼はペラギウスの意見を非難されたものとして見棄てたと明確に述べるからである¹¹⁾。エラスムスはペラギウスが異端者に数えられる理由は、恩恵の活動から人間の意志の活動を分けたためだとしている¹²⁾。

このように、エラスムスはペラギウス主義者が異端であるとしながらも、恩恵が自由意志と協働すると告白することにおいて彼らは正統に同意していると見ている¹³⁾。ただし、エラスムスは、恩恵が功績に従って与えられるという見解はペラギウス主義者によってさえ嫌われたことを示唆している¹⁴⁾。

2.2 スコトゥス主義者

エラスムスは、ペラギウス主義者から遠く離れていない同時代の「新しい道」(via moderna)の神学者に対して慢心すべきでないという警告を忘れない¹⁵⁾。その一方、彼はスコトゥスの意見をペラギウス主義に最も近い意見だと捉え、留保つきで自説の補強に最大限利用しようとした¹⁶⁾。「私はスコトゥスの意見を無視しないが、それは道徳的によい働きを通して、自然の一般的影響を通して、人間は「合宜的に」(de congruo)神の効果的恩恵に値しうると考える。というのも、神の慈愛は

Hyperaspistes, I, LB X, 1322D/CWE 76, p. 268.

8) *De servo arbitrio*, WA 18, S. 683/LW 33, p. 136. 邦訳, 262頁。

9) *De servo arbitrio*, WA 18, S. 666-67/LW 33, p. 111. 邦訳, 226頁。

10) *Hyperaspistes*, I, LB X, 1324C/CWE 76, pp. 271-72.

11) *Hyperaspistes*, I, LB X, 1327B/CWE 76, p. 278.

12) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1372B/CWE 77, p. 407.

13) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1524A/CWE 77, p. 723.

14) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1526D, 1531F/CWE 77, pp. 728, 739.

15) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1535B-C/CWE 77, p. 746.

16) *Hyperaspistes*, I, LB X, 1328C/CWE 76, p. 281.

ある人が滅びるのを許さないが、その人はただ最善を尽くすからである。自分の力によって救済に達するからではなく、何かあるものによってただ神の恩恵に適するようになるからである。この意見を教会は、それを私が少なくとも知る限り、まだ斥けていないので、私は擁護も排斥もしない¹⁷⁾。こうした「合宜的功績」を認めるスコトゥスの意見は、第二回オランジュ公会議（529）によって斥けられていたが¹⁸⁾、義の開始における人間の役割は中世神学において再度議論される問題となっていた¹⁹⁾。それゆえ、エラスムスは教会がこの意見をまだ斥けていないと勘違いしていた。

また、エラスムスはスコトゥス主義者の見解がペラギウスとアウグスティヌス双方の意見を緩和したものであることを示唆しており²⁰⁾、スコラ学の教義に一定の共感を示している。

たしかにペラギウスの教義を、以前から非難されてきたように我々は放棄するが、それは人間の功績に恩恵は帰せられなければならないと述べる。これに最も近い意見を、それはどの著者から生まれたのか不確かなのだが、いまスコラ学者たちが把握していて、それは自分にある限りをなす優れた人に、神の善性はその恩恵を否定しないように、道徳的によい働きを通して、自然の諸力から人間は進歩できると教えるが、[その意見を]我々は別に擁護も、攻撃もしない²¹⁾。これにもかかわらず我々はアウグスティヌスの意見をより好

17) Nec prætereo *Scoti* opinionem, quæ putat per opera moraliter bona, per influxum naturæ communem, hominem posse Dei gratiam efficacem promereri de congruo: quod Dei benignitas non patiatur quemquam interire, qui modo præstiterit quod in ipso est: non quod suis viribus assequatur salutem, sed quod aliquo pacto fiat capax divinæ gratiæ. Hanc opinionem quoniam Ecclesia, quod quidem sciam, nondum rejecit, ego nec defendo nec explodo (*Hyperaspistes*, I, LB X 1327D-E/CWE 76, p. 279).

18) 金子『近代自由思想の源流』, 392頁。

19) ウィリアム・オッカム, ピエール・ダイイ, ガブリエル・ビールなどはスコトゥスの見解を受け入れていた (cf. CWE 76, p. 28, n. 103)。ビールに関しては, H. A. Oberman, *The Harvest of Medieval Theology: Gabriel Biel and Late Medieval Nominalism* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1963) を参照。

20) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1534D-E/CWE 77, pp. 744-45.

21) *facere quod in se est* や *meritum de congruo* の教義。神は自己にあるかぎりになす人々からその恩恵を撤回しない。Cf. Oberman, pp. 132-33, 468, 471-72; CWE 76, p. 32, n.

む²²⁾。

このように、エラスムスはペラギウス主義を斥け、スコトゥス主義については態度を留保する一方、アウグスティヌスの意見をより好むと述べる。

3 アウグスティヌスとルター

3.1 アウグスティヌス

神の恩恵と人間の自由意志についてのアウグスティヌスの見解は初期と後期で変化が見られる。すなわち、初期の『自由意志論』(*De libero arbitrio*, 388-95)では、人間が善をなすことへの自由意志の力が重視されていた。「すなわち、もし人間が何らかの善であり、欲するときを除いて、正しくなすことができないなら、「自由意志」を持たなければならず、それなしでは正しくなすことができない。たしかにそれを通して罪が犯されるからといって、このためにそれを神が与えたと信じられるべきではない。したがって、[自由意志が]与えられなければならなかった十分な理由は、それなしでは人間は正しく生きることができないからである」²³⁾。

これに対し、後期の反ペラギウ斯的著作『恩恵と自由意志』(*De gratia et libero arbitrio*, 427)では、自由意志よりもむしろ恩恵により多くの強調が置かれるようになった。「しかし、いつも我々には自由意志が存在するが、いつも善とは限らない。なぜなら[自由意志が]義から自由であるのは、罪に隷従するときで、そのとき悪だからである。あるいは罪から自由であるのは、義に隷従するときで、そのとき善だからであ

119.

22) Nam *Pelagianum* dogma, quod afferit hominum meritis deberi gratiam, ut olim damnatum relinquimus. Huic proximam opinionem, quam incertum quo auctore natam, nunc amplectuntur Scholæ, quæ docet per opera moraliter bona, ex natura viribus hominem eo posse proficere, ut Dei bonitas non neget suam gratiam, præstanti quod in ipso est, quemadmodum non tuemur admodum, ita nec impugnamus: huic tamen præferimus opinionem *Augustini*, ... (*Hyperaspistes*, II, LB X, 1339C-D/CWE 77, p. 341).

23) *De libero arbitrio*, II. 1.3, PL 32, p. 1241. 邦訳、『自由意志』泉治典訳、『アウグスティヌス著作集3——初期哲学論集(3)』教文館、1985年所収、17-234頁、特に71頁。

る²⁴⁾。しかしながら神の恩恵はいつも善であり、これを通して、以前には悪しき意志であった人を、よき意志の人間にするようにする。さらにこれ〔恩恵〕を通して、よき意志それ自体が、それはいま存在しはじめたのだが、増強されるようにして、大いにそして完全に欲するゆえに、欲する神の命令を成し遂げうるほど大きくするのである²⁵⁾。

ただし、アウグスティヌスは立場を変えても自由意志についての存在を否定することはなかったとエラスムスは捉えている²⁶⁾。というのも、エラスムスによれば、アウグスティヌスは『恩恵と自由意志』でも自由意志を否定する人々を批判しているからである²⁷⁾。

第二の場所でこのように自由意志に最小限に帰責して、それにもかかわらず全面的に取り除くわけではない人々の意見を私は朗読する。というのも、励起的あるいは作用的であれ、協働的であれ、完成的であれ、もし恩恵が近づかなければ、それ自身は何も効果的にできないと彼らは言うからである。それにもかかわらず、このすべてにおいて人間の意志の結びつきや向け換え、あるいは協働を、もちろん人間の意志の力をいくらか置く人々は告白するが、それ〔人間の意志の力〕は恩恵が活発であるとき多少活動する。これはアウグスティヌスか、自由意志に最小限に帰責する限りにおいて、アウグスティヌスの意見に従っているトマスの意見である。そしてこれを私は真実らしいと呼ぶ、というのも、彼らは人間の熱意や努力を残すからである²⁸⁾。

24) 「ローマの信徒への手紙」 6 章 20-22 節参照。

25) *De gratia et libero arbitrio*, 15.31, PL 44, pp. 899-900. 邦訳、『恩恵と自由意志』小池三郎訳、『アウグスティヌス著作集 10——ペラギウス派論駁集(2)』教文館, 1985 年所収, 13-94 頁, 特に 62-63 頁。

26) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1435F/CWE 77, p. 535.

27) *De gratia et libero arbitrio*, 1-3, in PL 44, pp. 881-85; *Hyperaspistes*, II, LB X, 1340B-C/CWE 77, p. 344.

28) *Secundo loco recito sententiam eorum, qui sic minimum tribuunt libero arbitrio, ut tamen non prorsus tollant. Dicunt enim ipsum nihil efficaciter posse, nisi adsit gratia, vel exstimulans sive operans, vel cooperans, vel consummans: & tamen in his omnibus fatentur vel applicationem sive conversionem humanæ voluntatis, vel cooperationem, nimirum ponentes aliquam humanæ voluntatis vim, quæ nonnihil agit cum agente gratia. Hæc est opinio vel Augustini, vel Thomae, sequentis Augustini sententiam, quatenus minimum tribuit*

このように、エラスムスは、救済過程において熱意や努力の余地を残すように自由意志にできる限り小さく帰責するアウグスティヌスおよびトマス意見に自分が従っていることを明らかにしている。

3.2 ルター

後期アウグスティヌスよりもいっそう極端に人間の功績を否定するのがルターの立場である。というのも、ルターは、人間の意志が善行で働くのを否定するものの悪行では働くとするカールシュタットの見解とアウグスティヌスの見解を同一視する一方、ウィクリフと同様に、自由意志は善行でも悪行でも、恩恵の前でも後でも働かず、意味のない言葉でしかないと説くからである²⁹⁾。「なぜなら、放縦によって失われた「自由意志」が罪の奴隷状態に制限されて如何なる善も欲しえないということが、譲歩されて認められたあとでは、私はこれらの言葉から、「自由意志」は虚しい言葉であり、その実体は失われているということ以外に何も思いつくことができないからである。失われた自由を私の文法は如何なる自由とも呼ばず、さらに如何なる自由も持たないものに自由の称号を帰することは、虚しい名前を帰することである」³⁰⁾。

こうしたルターの唯名論は、神は無条件の方法で「絶対的必然性」(necessitas absoluta)によって人間において行動するという考えとなる³¹⁾。ただし、ルター自身は人間の世俗的事柄に関しては自由意志を認

libero arbitrio. Et hanc voco probabilem, eo quod reliquant homini studium & conatum (*Hyperaspistes*, I, LB X, 1327B-C/CWE 76, p. 278)

29) *Hyperaspistes*, I, LB X, 1329E-1330A/CWE 76, p. 284.

30) *De servo arbitrio*, WA 18, S. 670/LW 33, p. 116. 邦訳, 233 頁。

31) ここでの「唯名論」(nominalism)とは、ルター自身が自由意志を『ハイデルベルク討論』(*Disputatio Heidelbergae habita*, 1518)で「名称だけの実体」(res de solo titulo), 『レオ十世の新教書によって有罪とされたマルティン・ルターの全条項の主張』(*Assertio omnium articulorum M. Lutheri per bullam Leonis X. novissiam damnatorum*, 1520) (以下, 『主張』と略)で「実体のない名称」(titulus sine re), 『奴隷意志論』で「虚しい名前」(inane vocabulum)と呼んでいることから来る認識論上の用語である (*Disputatio Heidelbergae habita*, XIII, WA 1, S. 359. 邦訳, 『ルター神学討論集』金子晴勇訳, 教文館, 2010年, 111頁; *Assertio*, articulus 36, WA 7, S. 146; 金子『近代自由思想の源流』, 191-94, 364頁参照)。また, 「絶対的必然性」(necessitas absoluta)は, スコラ神学において「条件的必然性」(necessitas conditionata)と区別され, 前者が自由意志を排除するのに対し, 後者は排除しないとされる。

めていたことに注意しなければならない。「人間の「自由意志」は自身より上の事柄ではなく、下の事柄に関する事柄にだけ許される、すなわち、自身の資力や財産において自分が「自由意志」に応じて使用や、作出や、放棄の権利を持つのを知るのを許されていて、神のみの「自由意志」によって、神のお気に召すどこへでも完全に支配される。他の点では神に関する事柄、あるいは、救済か罪の宣告に関する事柄において、[人間は]「自由意志」を持っているのではなく、神の意志かサタンの意志の捕囚や、臣民や、奴隷である」³²⁾。このように、ルターが人間の自由意志を否定していたのは、救済や罪の宣告に限定してのことであり、ルターが自由意志を部分的に認めていることはエラスムスも指摘している³³⁾。

ここまで、功績に肯定的なペラギウス主義者やスコトゥス主義者と、功績に否定的なアウグスティヌスやルターについてのエラスムスの理解を概観してきたが、これを踏まえて次節では、『ヒュペラスピステス』におけるエラスムス自身の功績概念を通してルターの批判に対する応答を明らかにしたい。

4 エラスムスの功績概念

エラスムスは『ヒュペラスピステス』第二巻でスコトゥス主義的な二つの功績概念に言及しながら、ルター『奴隷意志論』の問題点を指摘する。エラスムスは救済が人間の功績よりも神の恩恵に帰されるべきことを認める³⁴⁾。「しかし、もし神が慈悲によって受け入れる人間の何らかの値しない行為に応じて、「合宜的功績」を我々の諸力の努力からどのようにでも受け取るなら、そして「等価的功績」を如何なる具合でも恩恵の助力によって履行された義務に応じて受け取るなら、恩恵によって与えられる義や、恩恵によって与えられる救済は「功績」という名前と相反するわけではない」³⁵⁾。エラスムスは、ここで「合宜的功績」(mer-

32) *De servo arbitrio*, WA 18, 638/LW 33, p. 70. 邦訳, 172-73 頁。ルターが部分的に自由意志を認めていることに関しては, *Disputatio Heidelbergae habita*, XIV, WA 1, S. 360. 邦訳, 111 頁; 金子『近代自由思想の源流』, 360 頁も参照。

33) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1411E/CWE 77, p. 487.

34) *ne salus meritis imputetur humanis, sed totum gratiae* (*Hyperaspistes*, II, LB X, 1500D/CWE 77, p. 674).

35) *Quod si meritum congruum accipiamus pro indignitate quadam hominis, quam Dei*

itum congruum) と「等価的功績」(meritum condignum) を取り上げ、こうした功績を神が受け取るのであれば、恩恵によって与えられる義や救済は「功績」と反するものではないことを指摘する。

また、ルターは『自由意志論』が人間の努力を通して救済に到達すると言っていると歪曲し、恩恵なくして人間の努力による自力救済が可能と考えるペラギウス主義者だとエラスムスを誤解している³⁶⁾。これに対して、エラスムスは、神は自分の側で万人に自分自身を提供するのであって、自分自身を恩恵に向かわせる人に対しては恩恵を無駄に提供しない一方、背を背ける人に対しては恩恵が無駄に提供されることになることと述べており³⁷⁾、救済への前提として神の恩恵を考えている。さらに、ルターはときに人間の意志が恩恵に協働すると考えるにもかかわらず、人間の意志が協働的恩恵 (gratia cooperans) に寄りかかることは馬鹿げていると考える³⁸⁾。これに対して、エラスムスは人間の意志が義の恩恵と同様に協働的恩恵と協働するのは馬鹿げたことではないと反論する³⁹⁾。また、エラスムスは「等価的功績」と恩恵から離れて行われた仕事を同一視するのはもってのほかだと捉える⁴⁰⁾。

続いて、ルターがエラスムスをペラギウス主義者に劣後すると考える二つの理由、すなわち、「合宜的功績」と「等価的功績」の区別と、神の恩恵の軽視が指摘される⁴¹⁾。エラスムスはルターによる第一の批判に次のように応答する。

もしペラギウスが、「[スコラ] 神学者たち」が意味していると私が

benignitas acceptat, ex qualicunque nisu virium nostrarum & meritum condignum pro officiis utcunque praestitis auxiliante gratia, non pugnat cum meriti vocabulo gratis donata justitia, & gratis donata salus (*Hyperaspistes*, II, LB X, 1500E/CWE 77, p. 674). LB で indignitate となっている箇所は、1527年のフローベン版では dignitate である。当該箇所では、エラスムスは *De servo arbitrio*, WA 18, S. 770/LW 33, p. 267. 邦訳, 450-51 頁に回答している。

36) *De servo arbitrio*, WA 18, 770/LW 33, p. 268. 邦訳, 451 頁。

37) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1501B/CWE 77, p. 675.

38) *De servo arbitrio*, WA 18, 771/LW 33, p. 269. 邦訳, 452 頁。

39) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1501C-D/CWE 77, p. 676.

40) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1501E/CWE 77, p. 676.

41) *De servo arbitrio*, WA 18, 770/LW 33, p. 268. 邦訳, 451 頁; *Hyperaspistes*, II, LB X, 1501F/CWE 77, p. 677.

思っていることを言っていたのであれば、つまり、自己のうちにあるかぎりのこと (quod in ipso est) をなす人には神の恩恵は欠けることがないということ、そして、他方で勵起的恩恵に従って努力することそれ自体が、神の慈愛によって何らかの功績へと数え入れられると言っていたのであれば、非難されなかつただろう。そしてもし「等価的」と「合宜的」のこの区別がその当時に発見されていたなら、ひょっとすると破門を免れていたかもしれない、この部分に関する限り、もし「等価的功績」を斥けてさえいれば⁴²⁾。

ここでは、ペラギウスが、自身のうちにあるかぎり実行するというスコラ主義者的見解を述べて、恩恵や神の慈愛への言及があれば非難を免れ、「等価的」と「合宜的」の区別をして「等価的功績」を斥けさえすれば破門も免れた可能性が示唆されている。一方、ルターによる第二の中傷に対して、エラスムスは神の恩恵の雅量を軽んじるわけではなく、むしろ測り知れない神の善性を強調する⁴³⁾。

エラスムスは、ルターの愚弄に対して、功績への余地がないと言わなかったばかりか万物の「絶対的必然性」も導入しなかった教会博士を擁護する。というのも、教会博士は聖書において功績や報酬への言及を頻繁に見たからである。それゆえ、エラスムスは、ルターは教会博士より向こう見ずなだけであり、彼らよりも優れた洞察を示しているわけではないと批判する⁴⁴⁾。

このように、エラスムスは、自分をペラギウス主義者と曲解するルターを批判しながら、当時は存在しなかった「等価的功績」と「合宜的功績」の区別をして前者を斥けさえすればペラギウス主義者でさえ異端を免れえたことを示唆する一方、聖書では功績が認められており、教会博

42) Si *Pelagianus* dixisset, quod opinor sentire Theologos, gratiam Dei nulli deesse, qui præstet quod in ipso est, & hoc ipsum, quod vicissim ad gratiam invitantem connititur, illi per Dei benignitatem ad meritum quoddam imputari, non fuisset damnatus: & si hæc distinctio condigni & congrui tum inventa fuisset fortasse vitasset anathema, quod ad hunc quidem articulum attinet, si modo meritum condignum repudiasset (*Hyperaspistes*, II, LB X, 1502A/CWE 77, p. 677).

43) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1502B/CWE 77, p. 677.

44) *Hyperaspistes*, II, LB X, 1502D/CWE 77, p. 678.

士もそのように捉えていたとして彼らを擁護したのである。

5 おわりに

従来、エラスムスとルターのあいだの自由意志論争は、『自由意志論』と『奴隷意志論』の対立枠組だけで解釈されることが多かった。その結果、神学的合理主義の体現者や、神よりも人間を尊重する非宗教的人間としてのエラスムス像が形成されることになり⁴⁵⁾、エラスムス評価はルターの立場に立脚してなされる傾向があった⁴⁶⁾。これに対して本論文は、『奴隷意志論』に逐語的に反駁を加えたエラスムスの『ヒュペラスピステス』に焦点を当てることによって、中世思想との関連でエラスムスの思想を内在的に把握しようとするものである。そして、ルターの誤解や誇張や捏造をエラスムスの立場から明らかにすることに本論文の特長があり、その学術的成果は、中世思想史における両者の立場の違いを功績概念から明らかにするのみならず、プロテスタンティズムの開祖として肯定的評価が自明視されやすいルターの思想自体、ひいては近代の枠組そのものを問い直すことにある。

エラスムスは、恩恵が自由意志と協働すると捉える点では正統に同意しているとしてペラギウス主義者を評価しながらも、彼らを異端として明確に斥けている。そして、「自己のうちにあるかぎりのことをなす」(facere quod in se est) や「合宜的功績」(meritum de congruo) についてのスコトゥス主義者の見解を、エラスムスは擁護も論駁もしないとしながらも、それへの共感を示しながら利用することで自説の擁護に努めた。のみならず、救済過程において自由意志に最小限しか帰責せず、人間の熱意や努力の余地を残すアウグスティヌスやトマスの見解を妥当なものと考え、エラスムス自身が彼らの意見に従っていると自覚していた。こうした意味で、エラスムスと、教父や教会博士の解釈学的伝統を軽視するルターとのあいだに、中世思想史における連続と断絶の一側面が見

45) 木ノ協悦郎『エラスムスの思想的境地』関西学院大学出版会、2004年、90-92頁参照。

46) 金子は「宗教改革はこれまでの理解ではマルティン・ルターの思想と行動が中心に論じられてきた……わたしたちはいつしかルターからエラスムスを理解してしまい、エラスムス本来の姿を誤解してしまう」と述べ、宗教改革やエラスムス研究の問題点を指摘している(金子晴勇『宗教改革者たちの信仰』教文館、2017年、88頁)。

られるのである。

「ルネサンスは、中世プラス人間ではなくして、中世マイナス神である。そしてその悲劇は神を失うことによってルネサンスがやがて人間自身をも失うところにあった」と定式化したのはエティエンヌ・ジルソンであったが、このようにルネサンスや人文主義はそれ自体に悲劇を内在させていたとみなされる傾向にあった⁴⁷⁾。しかし、宗教改革に近代の幕開けを見出すのであれば、むしろルターによって排除されたものに着目すべきであり、それこそ信仰の領域、とりわけ救済論における道徳であった⁴⁸⁾。こうしたルターによる信仰と道徳の分離は、マキアヴェッリによる政治と道徳の分離と同様に、各々の領域において近代への方向性を決定づけるものであった。それにもかかわらず、彼らによる道徳の排除は、同時に古代や中世が多分に有していた両分野における教育的含意を放棄することにもなった。ルネサンス期において道徳哲学は文法、修辞学、詩学、歴史学と並んで人文学 (*studia humanitatis*) の要であったが⁴⁹⁾、「近代とは中世マイナス道徳である」という見方が可能であるとすれば、近代は人間性 (*humanitas*) を形成する最重要の一部を切り離したことになる。その意味で、ルターとマキアヴェッリ両者による道徳の排除は、宗教と政治の各々の領域が人間性を閑却して自己目的化するという近代の根本問題を形作ることにもなったのである。

47) Étienne Gilson, 'Humanisme medieval et Renaissance' (1930), in *Humanisme et Renaissance* (Paris: J. Vrin, 1983, repr.), pp. 7-32, esp. p. 28. 邦訳, 『中世ヒューマニズムと文芸復興』佐藤輝夫訳, めいせい出版, 1976年, 55頁。訳文は佐藤訳によるものであるが, 訳語を一部変更した。ルネサンスや人文主義に対するこうした見方に関しては金子『近代自由思想の源流』, 347頁も参照。

48) 道徳と宗教の連続性や宗教の道徳的理解をルターが否定したことについては, 金子『近代自由思想の源流』, 366頁も参照。

49) Sem Dresden, *L'Humanisme et la Renaissance* (Paris: Hachette, 1967), p. 71. 邦訳, 『ルネサンス精神史』高田勇訳, 平凡社, 1970年, 228-33頁。